

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 10 月 21 日現在

機関番号：17201

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380077

研究課題名(和文)生活保護法解釈論体系の再構築

研究課題名(英文)Reconstruction of national assistance law interpretation theory.

研究代表者

丸谷 浩介 (Marutani, Kosuke)

佐賀大学・経済学部・教授

研究者番号：10310020

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：貧困の拡大によって生活保護受給者数が増大している。これに伴い、生活保護法を取り巻く法的問題も複雑多様化しており、その解決策を探るのが喫緊の課題となっている。本研究は、そのなかでも稼働能力者の能力活用と費用返還、生活保護ケースワークをめぐる法的問題について、日本法の裁判例を分析するとともに、これに新しい視座を与えるイギリス法における立法政策と法解釈についての検討を行うものである。これにより、わが国の生活保護法紛争に関する法解釈論の体系を再構築する。

研究成果の概要(英文)：The number of national assistance recipients is increasing by the expansion of poverty. Along with this, the legal issues surrounding the national assistance law has also been complicated diversification, has been to explore the solution is an urgent issue. The present study, capacity utilization and cost return of operating, about the legal issues surrounding the social casework, as well as analysis of the court cases of Japanese law, and legal policy in the United Kingdom law that gives new perspectives to this. It performs a discussion of legal interpretation. As a result, to reconstruct the legal interpretation theory related to Japan's national assistance law dispute.

研究分野：社会保障法

キーワード：生活保護 社会保障法 イギリス 稼働能力

1. 研究開始当初の背景

1950(昭和 25)年に制定施行された現行の生活保護法は、現在重要な転機を迎えている。現代的貧困の拡大に伴い、生活保護紛争は増加しており、紛争内容も多様化している。しかしながら、社会保障法学が紛争解決に資する有効な法解釈を提示できていたとはいえない。これには次の理由がある。

第一に、初期の運動論と密着した社会保障法学説が、紛争当事者の利益を最大化させることを目的とした合目的な法解釈論を採用する傾向にあったことである。

第二に、現在の社会保障法学の関心事が法解釈学よりはむしろ立法政策論に傾斜していることである。そのため、学説が紛争解決指針として機能することは少なかった。

第三に、社会保障法学が、労働市場の変容や多重債務問題といった現代的課題と生活保護法との関係が明らかにすることについてはさほど関心を示していないことである。もちろん、かかる問題意識は近年共有されつつある。しかしながら、その研究方法は未だ緒に就いたばかりであり、体系的解釈論を提示しているとはいえない状況である。このことによって次々に生じている新たな紛争類型に耐えうる法解釈論を提示しているとは言えないのが現状である。

2. 研究の目的

わが国では、貧困の拡大によって生活保護受給者数が増加している。これに伴って新しいタイプの生活保護紛争も増加し、紛争内容も多様化している。しかし、現在の社会保障法学は紛争解決に有効な解釈論の体系を提示できていない状況にある。そこで、本研究ではイデオロギー的解釈によらない生活保護紛争の解釈論を提示し、イギリス法における解釈論の動向を踏まえつつ、生活保護法解釈論体系の再構築を図るものである。これによって生活保護紛争に係る価値中立的な規範論を提示し、新たに生じる法律問題に対して有効な解決法を提供することを目的としている。

3. 研究の方法

文献研究による生活保護法裁判例の再検討

文献研究による新たな問題（他法との複合領域）に関する研究

イギリスにおける立法・裁判例に関する文献研究と現地調査

他の研究者との意見交換による解釈論体系の構築

4. 研究成果

日本の生活保護法における稼働能力活用要件の解釈論に関する整理を行い、その再構築をはかった。

生活保護法第4条第1項では、保護の要件として「利用し得る能力の活用」を定めてい

る。

この規定によると、要保護者の能力とは何か、利用し得るとはどういう状態か、活用する、とは何を指すのか、ということが一義的に明確ではない。

この不明確性によって、生活保護実施機関の現場でも、被保護者にとっても、司法機関にとっても、混乱を招いている。たとえば、求職活動の努力にもかかわらず局地的な不況によって職を得ることができない、あるいはその見込みが薄いために求職活動を断念せざるを得ないような場合であれば、この要件を満たすことができるのか、という問題である。

本研究では、裁判所が稼働能力活用の意思を軸に据えた判断を行っており、それが実務でも定着をみている昨今にあって、このような理解が正当ではない、ということを示した。

日本の生活保護法における指導指示とケースワークの法的関係、法的意義を確認し、裁量統制についての研究を行った。

保護の実施機関が被保護者に対して行う何らかの行政作用は、それが事実上のものにすぎないにせよ、保護の不利益変更を直接にもなうものであるにせよ、その法的根拠が生活保護法27条に定める指導及び指示に求められてきた。

この規定をめぐって、従来はその法的意義を行政処分とみるのか、行政指導とみるのかについての論争があった。ところが、保護のケースワークという観点からすると、このような性質決定を行うことの実益と意義については疑問を呈さざるを得ない。

本研究では、ケースワークの法的効果をいくつかの分類をすることで、同規定の趣旨を再検討した。これによって、解釈論上の新たな視点を提示することができた。

わが国生活保護法における費用返還・費用徴収に関する裁判例の再検討を行い、その法律構成の再検討を行った。

生活保護法63条は費用返還を、同78条は費用徴収を定めている。これらの規定について、生活保護行政上は、規定の不明確性から、様々な混乱を招いている。混乱に止まらず、結論的妥当性に著しく欠く行政処分が散見される。

私法の場合でもこの混乱を引きずっており、個々の条文解釈としては仕方がない面もあるが、生活保護法体系からみた解釈としてはおよそ首肯できない理解もみられるところである。

本研究では、費用返還・費用徴収の法的意義を再検討するとともに、条文に忠実で妥当な解釈のありかたを探った。

イギリスにおける公的扶助法の解釈論の全体像を示し、日本法への示唆を得ることができた。

イギリスにおける公的扶助法は、本研究開始後から大きな変容を遂げた。イギリス法は過去の法体系ないし司法統制とはかけ離れ

た立法がなされた。しかし、その法改正内容を詳細に検討すると、過去との断絶ではなく、連続性の中で把握されるべき解釈論を採用していることがわかった。

これにしたがい、法改正内容を包括的且つ詳細に検討し、過去の立法政策との関係でいかなる意義を持つかを検討した。これをもとに、イギリス法における公的扶助法解釈論の体系を把握し、日本法への示唆を得ることができた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 13 件)

1. 丸谷 浩介; 【書評】井上恒男著『英国所得保障政策の潮流 就労を軸とした改革の動向』(ミネルヴァ書房、2014年); 2015年12月 海外社会保障研究, 192, 52-56, 査読なし

2. 丸谷 浩介; 公的扶助法における自営業者の位置付け; 2015年04月 週刊社会保障, 2821, 50-55, 査読なし

3. 丸谷 浩介; 生活保護ケースワークの法的意義と限界; 2015年03月 季刊社会保障研究, 50, 4, 422-432, 査読なし

4. 丸谷 浩介; 団体交渉ルールを遵守しないことの不当労働行為が認められた事例(国・中労委事件・東京高判平 26・6・25 中労委サイト); 2015年01月やまぐちの労働, 582, 6-7, 査読なし

5. 丸谷 浩介; 雇用保険の被保険者 - 国・大阪西公共職業安定所長事件(福岡高判平 25・2・28); 2014年07月佐賀大学経済論集, 47, 2, 1-18, 査読なし

6. 丸谷 浩介; イギリスの若年者失業と就労支援; 2014年05月労働調査, 530, 8-11, 査読なし

7. 丸谷 浩介; 雇用保険の被保険者 日本インシュアランス ビス事件(福岡高判平 25・2・28); 2014年03月やまぐちの労働, 2014, 3, 6-7, 査読なし

8. 丸谷 浩介; 公的年金の一元化 イギリスにおける一層型年金 ; 2014年03月週刊社会保障, 2767, 50-55, 査読なし

9. 丸谷 浩介; 中間的就労の「危うさ」 イギリスにおける立法と司法; 2014年03月賃金と社会保障, 1606, 4-14, 査読なし

10. 丸谷 浩介; 勤務実績不良、適格

性欠如を理由とする分限免職処分取消請求事件 武蔵村山市(職員分限免職)処分事件 (東京地判平 24・9・26 労判 1064号 72頁); 2013年11月 佐賀大学経済論集, 46, 4, 61-70, 査読なし

11. 丸谷 浩介; 生活保護法63条費用返還における調査義務; 2013年06月賃金と社会保障, 1588, 47-67, 査読なし

12. 丸谷 浩介; (書評)阿部和光著『生活保護の法的課題』; 2013年05月日本社会保障法学会誌, 28, 211-214, 査読なし

13. 丸谷 浩介; 最低賃金の国際比較 目的と決定方式から見た日本の特殊性 ; 2013年04月月刊全労連, 195, 2-8, 査読なし

[学会発表](計 2 件)

1. 丸谷 浩介; (学会報告・司会)老齢年金法の基本問題 シンポジウムの趣旨; 2015年05月日本社会保障法学会第67回大会(20150516 近畿大学)

2. 丸谷 浩介; (学会ミニシンポジウム・コメンテーター)「貧困と生活保障 - 労働法と社会保障法の新たな連携」; 2013年05月日本労働法学会第125回大会(鹿児島大学)

[図書](計 4 件)

1. 丸谷 浩介; 求職者支援と社会保障 イギリスにおける労働権保障の法政策分析 ; 2015年12月, 査読なし

2. 丸谷 浩介; 生活保護制度; 2015年05月河野正輝・中島誠・西田和弘編著『社会保障論〔第3判〕』(法律文化社), 148-174, 査読なし

3. 丸谷 浩介; マルチジョブホルダーへの厚生年金適用; 2015年04月 西村淳編『雇用の変容と公的年金 法学と経済学のコラボレーション研究』(東洋経済新報社), 187-214, 査読なし

4. 丸谷 浩介; 社会保障制度の意義と構造 安心と不安の社会保障 ; 2014年11月全国クレサラ・生活支援問題対策協議会編『社会保障制度を活用した生活再建支援』(耕文社), 7-34, 査読なし

[産業財産権]

出願状況(計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:

番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者
丸谷 浩介 (Marutani, Kosuke) (佐賀
大学・経済学部・教授)

研究者番号：10310020

(2)研究分担者
()

研究者番号：

(3)連携研究者
()

研究者番号：